

1. 産業・観光

(1) 荒川区の現状

○荒川区の産業

皮革、衣服、印刷、機械・金属加工等の生活関連産業を中心に、多様な産業が集積するものづくりのまちとして発展してきた。

その後、基幹産業であった自転車工場や家具工場の区外移転や廃業等により、工場数は大きく減少したが、印刷業、金属製品製造業、皮革産業を中心としたものづくりが盛んである。

また、従業者 4 人以下の小規模の事業所・工場が集積している。

- 区内事業所数及び従業者数は、12,450 事業所、81,966 人となっており、1 事業所あたりの従事者数 6.6 人で 23 区中 22 位である。(H16 年事業所・企業統計調査)
- 業種別事業所数の割合は、製造業が 26.9%、卸・小売業が 25.1%、サービス業が 13.0%、飲食店・宿泊業が 12.6%となっている。(同上)
- 従業者規模別の事業所数の割合では、「1～4 人」が約 7 割 (69.4%) を占めている。(同上)
- 全産業の事業所数は昭和 40 年代中頃から減少し、現在はピーク時に比べ約 30%、約 6 千事業所が減少している。従業者数は昭和 40 年頃から減少し、現在はピーク時に比べ約 30%、約 4 万人が減少している。(同上)

○ものづくり産業

景気の低迷や外国製品との競合等による売上高の減少、経営者の高齢化や後継者難等により、事業所数の減少傾向が続いており、産業活力の低下をきたしている。一方、都心部との近接性やものづくり産業の集積、産学官の連携可能性など、産業の活性化に向けた強みがある。

- 製造業の事業所数でみる上位 5 業種は、印刷、金属、皮革、衣服・繊維、パルプ・紙である。全国に比べ、より集積している業種は、皮革、パルプ・紙、印刷である。(H15 年工業統計調査)
- 経営者の約 6 割が 60 歳以上であり、40 歳以下は約 12%と低い。(区内製造業経営実態調査：H15 年実施)
- 「後継者なし」とする企業は約 4 割、特に小規模企業ほどその割合が高い。(同上)
- 現在直面している経営上の重大な問題は、「売上高の減少」(58.0%)である。(同上)

- 「荒川区内立地するメリット」として、「交通至便」と「取引先が近接」をあげる事業者がそれぞれ約 4 割と高い。(区内製造業経営実態調査：H15 年実施)
- つくばエクスプレスの開通により、筑波大学・産業技術総合研究所等との連携可能性が高まっている。
- 首都大学東京荒川キャンパスとの、福祉・保健分野等での連携が期待される。都立 2 高専の統合による都立産業技術高等専門学校の設立により、ロボット工学コースなどが荒川キャンパスに設置され、産学連携の機会が高まっている。

○商業

荒川区の小売業は、23 区全体と比較し、事業所数の減少率が大きく、また、就業者数及び年間商品販売額も減少しているなど、厳しい状況に置かれている。

- 小売業の事業所数、就業者数及び年間販売額は、平成 16 年時点で、それぞれ 2,100 事業所、10,739 人、1,389 億 8 千万円となっており、平成 14 年に比べ、それぞれ 7.2%、2.8%、5.6%の減となっている。(H16 年商業統計調査)
- 事業所数については 23 区中 22 位、就業者数、年間商品販売額については、同 23 位である。
- 商店街の主な問題点は「後継者不足」(22.7%)、「スーパー・大型店の影響で集客力不足」(20.0%)である。(H13 年東京都商店街実態調査)。
- 住まいの周辺の生活環境は、「電車・バスなどの交通の便」、「買い物の便」の評価が高い。(第 30 回荒川区政世論調査)

○観光

近年、国や都において、大きな経済効果と雇用創出効果を期待できる「観光」が注目されており、様々な施策が推進されている。荒川区としても、観光資源の発掘、PRを行い、賑わいと活力のある街づくりを進めることが求められている。

- 荒川区で誇ることができる観光資源 (第 27 回区政世論調査)。「都電(沿線のバラ)」(77%)、「あらかわ遊園」(40.9%)、「荒川自然公園」(40.4%)など。
- 観光行政を推進していく上で、重要になると思われる取り組み (第 27 回区政世論調査)。「都電沿線のバラの整備や荒川遊園・荒川自然公園などの施設を充実させること」(53.3%)「お祭り等の伝統行事や地域の歴史・文化を子供たちへ継承していくこと」(34.4%)「荒川区ならではの景観や下町らしさを保全すること」(34.0%)

1. 産業・観光

(2) 区の産業振興に関する基本方針(荒川区産業振興基本条例)	(3) 主な施策の推進状況
区では、区、事業者、区民が一体となって区内産業の発展、地域経済の活性化及び雇用の創出に取り組むための指針となる「産業振興基本条例」を平成17年6月に制定した。この条例において、産業振興の基本方針を下記のように定めている。 ○基本方針 産業の振興は、 事業者の主体的及び自主的な努力と創意工夫を基本とし、生活と産業の調和した地域産業を構築するため、区、事業者、区民及び産業団体が一体となって推進する。 区の地域特性を十分に踏まえ、区内の事業所、人材、教育機関等の地域の資源を積極的に活用して推進する。 地域経済の安定的な成長により、区民の雇用拡大及び勤労者等の福利厚生の上向上に寄与するよう推進する。 ○分野別方針 ■ものづくり産業等 新たな付加価値及び新産業の創造等により、技術力及び競争力を強化するとともに、技術及び技能を継承する。 ■商店街 区民の消費生活を支えるとともに、地域のにぎわいと区民の交流を促進する地域社会の中核となるよう振興する。 ■大規模商業施設 地域の生活環境の保全のため、その設置者による適正な配慮を確保する。 ■観光 地域の資源を活用し、にぎわいを創出することにより、地域経済の活性化を図るよう振興する。	【平成18年度に新たに実施する主な事業】 ○ものづくり産業振興 ●産学官連携交流事業 産学官連携による福祉・介護系の新製品開発を促進するため、首都大学東京健康福祉学部と共同で高齢者の福祉・介護機器に関する実態やニーズを把握する調査を実施。 また、新製品・新技術開発に取り組む区内企業に対して、大学や公的研究機関との共同研究・委託研究に必要な経費の一部を補助する。 ●産業振興施設整備基礎調査 新たな産業振興の拠点となる産業振興施設の整備に向けて、基礎調査を実施する。 ●中小機構サテライト事業 業務連携を行った独立行政法人中小企業基盤整備機構のサテライト事業（セミナー及び相談会）を区内の同一会場で定期的実施する。 ●中小企業倒産防止共済加入助成事業 区内企業の連鎖倒産を防止するため、国が実施する「中小企業倒産防止共済制度」に、新たに加入する企業の掛金の一部を補助する。 ○商業振興 ●日暮里繊維街活性化支援事業 東京日暮里繊維卸組合や服飾専門学校等の関係者が開催するファッションショーを支援する。 また、中国大連市のファッションモデルを招聘して友好交流を促進する。 ○観光振興 ●観光ガイドの養成 区外からの観光客に、区内の観光スポットや史跡文化財などを案内する観光ガイドを養成する。 ●荒川ブランドセールプロモーション事業 荒川ブランドを商店街の空き店舗を活用して展示・販売するとともに、集客施設やイベントにおいて紹介し、荒川区の魅力を発信する。 ●荒川区観光大使PR事業 荒川区と関係のある著名人等を観光大使に任命し、荒川区の魅力を多くの人に伝えてもらい、荒川区のイメージアップとPRを図る。 ●観光振興懇談会の設置 区における観光振興を推進するため、「荒川区観光振興懇談会」を設置し、懇談会の政策提言に基づき、新たな観光振興施策を構築する。 【これまでに実施している産業振興施策】 別紙「あらかわ産業NEWS」のとおり

1. 産業・観光

(4) 区政改革懇談会の主な意見	(5) 検討テーマ
○真紅グループ - 行ってみたいと思えるようなまち（観光開発、アイデンティティ・都市ブランド） - 歴史文化資源などの活用 - 対外的なPRの充実 など ○瑠璃グループ - 活（イキ）「知恵と技を活かす」 ○紫苑グループ - 産業の再生とまちの活性化（荒川区ブランドの確立、回遊できるまちづくり、産業の振興 など） ○茜グループ - 元気な産業で活気づくまち（環境を起点としたモノづくりのまち、新しい産業や雇用を生み出す源がある、人の集まるスポットがある、伝統工芸の継承・保存） ○萌黄グループ - 日本の玄関になる荒川区 ○山吹グループ - 匠の心を伝承するものづくりのまち - 都市型観光産業を育成するまち	◇区の産業の将来像について 【主なキーポイント】 ○地域特性等 - 都心に接近し、交通至便な地域 - 印刷業・金属製品製造業等を主とするものづくり産業の集積 - 高い技術・技能を有する職人の集積（荒川マイスター・伝統工芸技術者） 等 ○新たな連携及び環境の変化等 - 区内の大学等と区内企業との連携 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構との業務連携 - 中国大連市中山区との友好都市提携 - つくばエクスプレスの開通による筑波学園都市の大学・研究機関との連携 - 成田新高速鉄道の開通による成田国際空港へのアクセスの利便性向上 - 地域の活性化に向けた観光振興の重要性の高まり - 国や都における観光振興の取組みの拡充 等 ◇将来像の実現に向けた取組みについて 【主なキーポイント】 ○荒川区産業振興基本条例で明確にした産業振興に関する基本的事項の方向性 - 産業振興の基本方針 - 商店街・大規模商業施設・ものづくり産業・観光等にかかる分野別方針 - 区の責務 - 事業者の役割 - 区民の理解と協力

関 連 資 料

1. 事業所状況

- ・区の全事業所数・就業者数の推移…………… 1
- ・昭和 47 年以降の区と国の年度推移比較…… 1
- ・1 事業所あたりの従業者数の推移…………… 2
- ・業種別事業所数の推移…………… 2
- ・業種別事業所数(23 区比較)…………… 3
- ・事業所、集積度の国との比較…………… 3
- ・区の産業中分類トップ 5 の構成比増減………… 4

2. 工業

- ・工場数・従業者数の推移…………… 5
- ・工場数(23 区比較)…………… 5
- ・従業者数(23 区比較)…………… 6
- ・製造品出荷額等の推移…………… 6
- ・製造品出荷額等(23 区比較)…………… 7
- ・製造品出荷額の推移(国・23 区比較)………… 7

3. 経営課題

- ・荒川区内に立地するメリット…………… 8
- ・荒川区内に立地するデメリット…………… 8
- ・技能継承上の問題点…………… 9
- ・ここ 3 年間の経営課題…………… 9
- ・直面する経営上の課題…………… 10
- ・今後重視する経営課題…………… 10

4. 商業

- ・事業所数・就業者数の推移(小売業)………… 11
- ・小売業事業所数(23 区比較)…………… 11
- ・小売業就業者数(23 区比較)…………… 12
- ・年間商品販売額の推移(小売業)…………… 12
- ・年間販売額・23 区比較(H16 年・小売業)…… 13
- ・商店街の問題点…………… 13
- ・空店舗になる前の業種…………… 14

5. 観光・消費生活

- ・荒川区の誇れるもの(トップ 5)…………… 15
- ・今後区が充実すべきもの(トップ 5)………… 16
- ・区が観光を推進していくために
特に重要となるもの(トップ 5)…………… 16
- ・あらかわ遊園利用者数の推移…………… 17

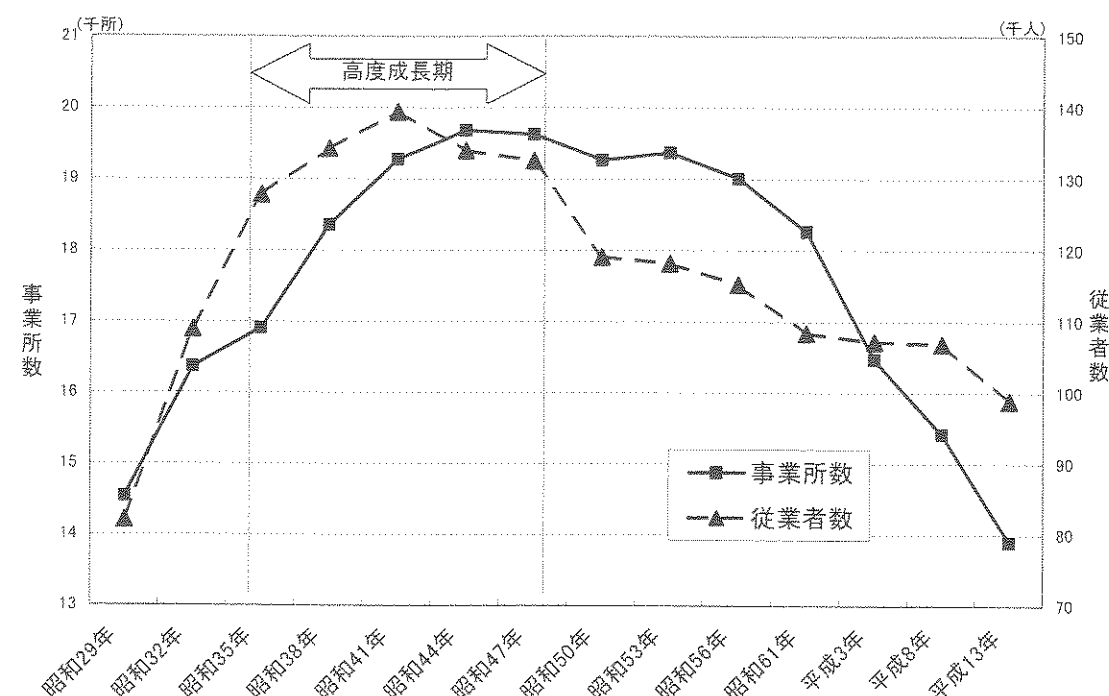
6. 荒川区産業振興基本条例

- ・荒川区産業振興基本条例本文…………… 18

1 事業所状況

事業所数は、昭和 53 年以降一貫して減少している。従業者数においては、高度成長期である昭和 41 年をピークに一貫して減少している。

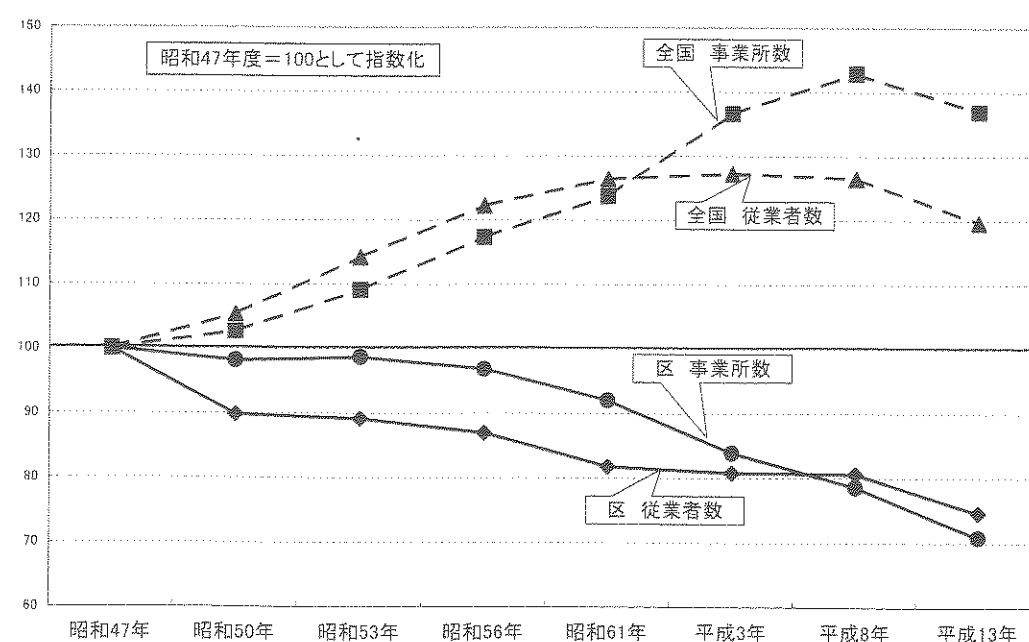
区の全事業所数・全従業者数の推移



出典：事業所・企業統計調査

昭和 47 年以降の事業所数と従業者数の推移を全国と比較すると、全国では増加を示しているものの、荒川区では減少している。

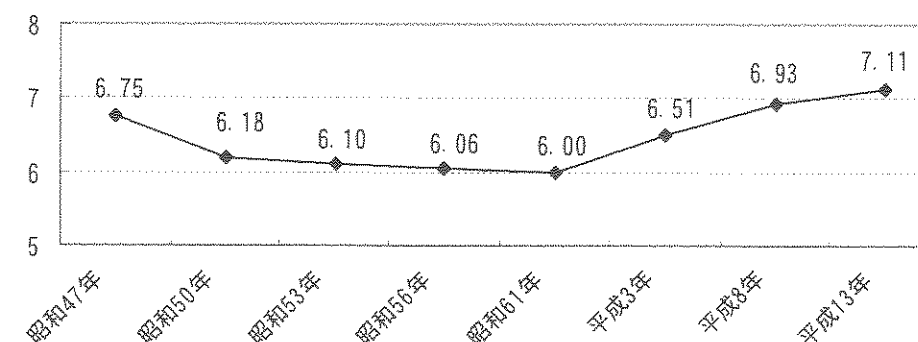
昭和 47 年以降の区と国の年度推移の比較



出典：事業所・企業統計調査

1 事業所あたりの従業者数の推移をみると、昭和 61 年までは減少していたが、その後は増加傾向にある。

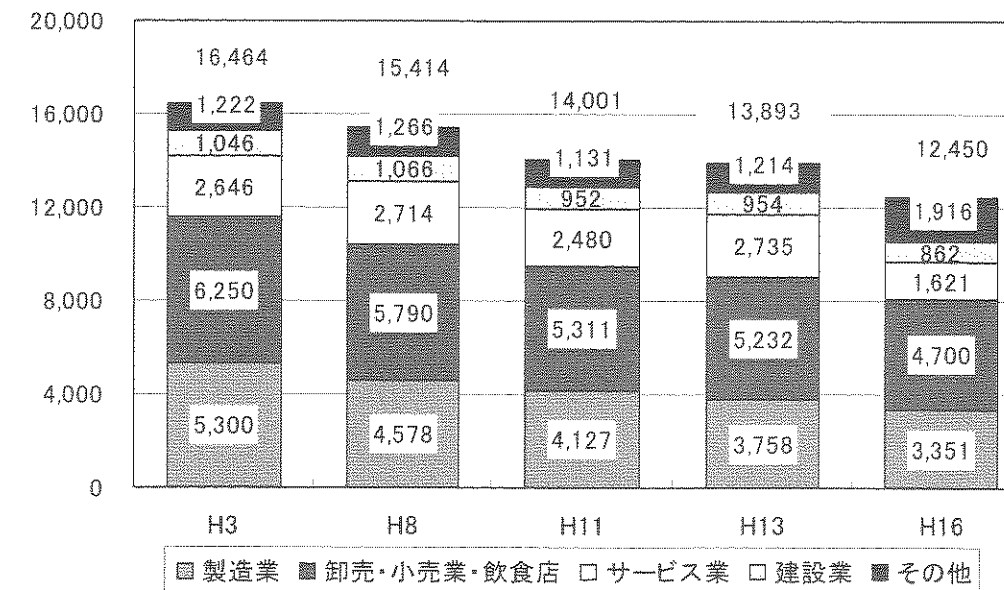
1 事業所あたりの従業者数の推移



出典：事業所・企業統計調査

業種別の事業所数の推移をみると、全体的に減少傾向がみられる。特に製造業や卸売・小売業・飲食店は一貫して減少している。

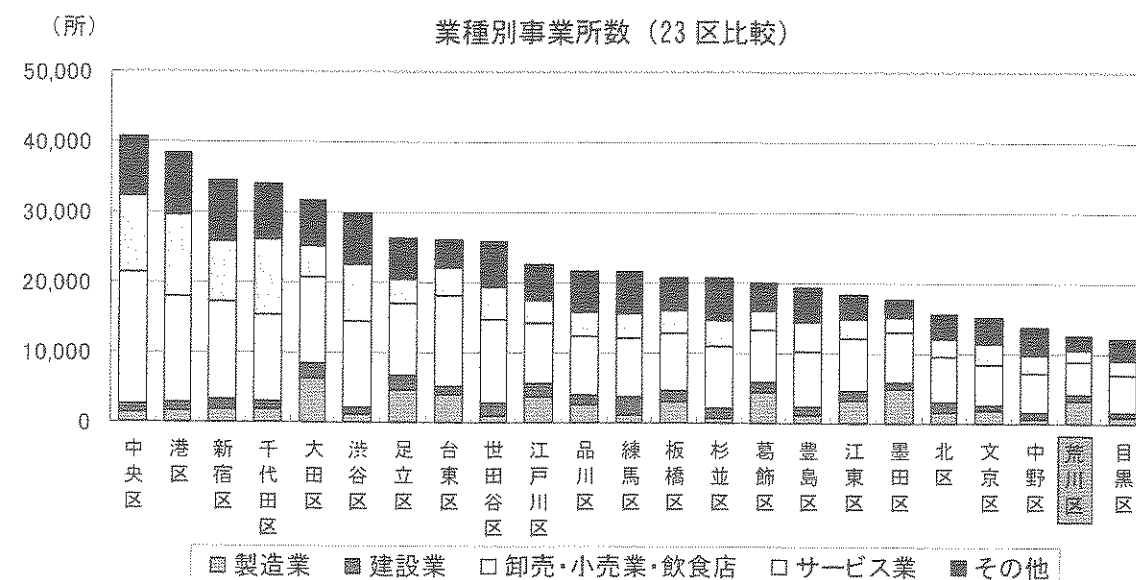
業種別事業所数の推移



出典：事業所・企業統計調査

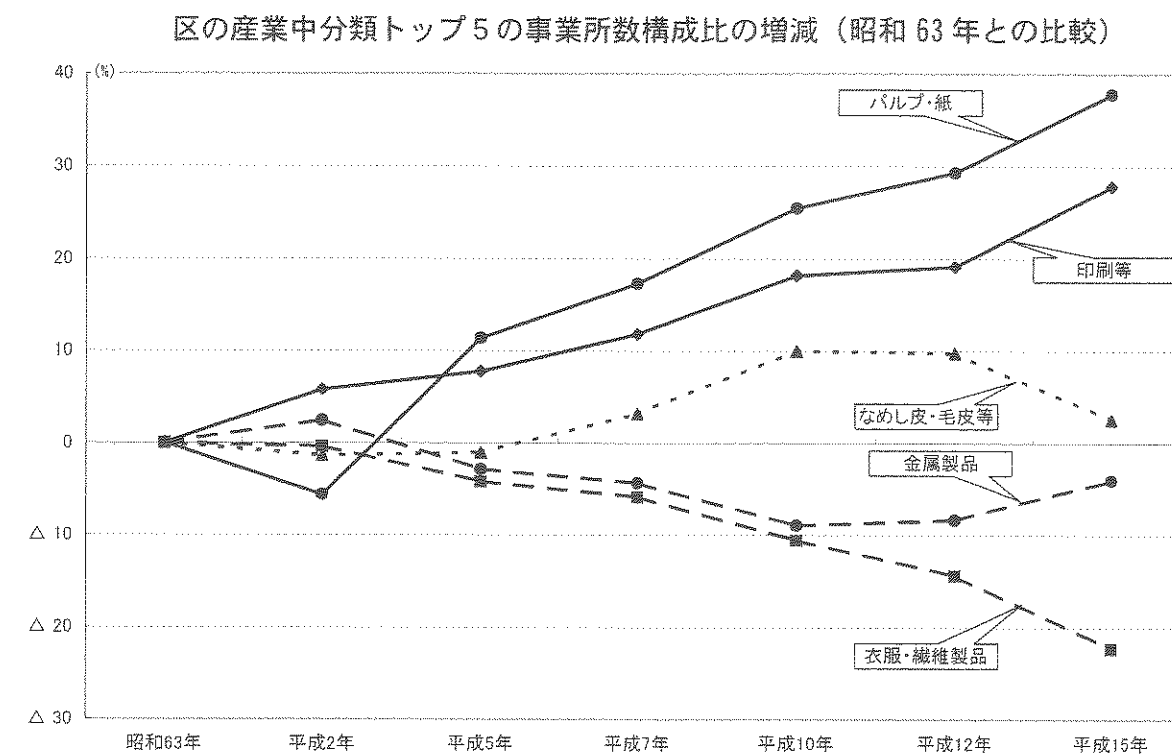
1-2 事業所状況

23区比較でみると、荒川区は22番目となっている。他区と比べて、相対的に製造業の割合がやや高い。



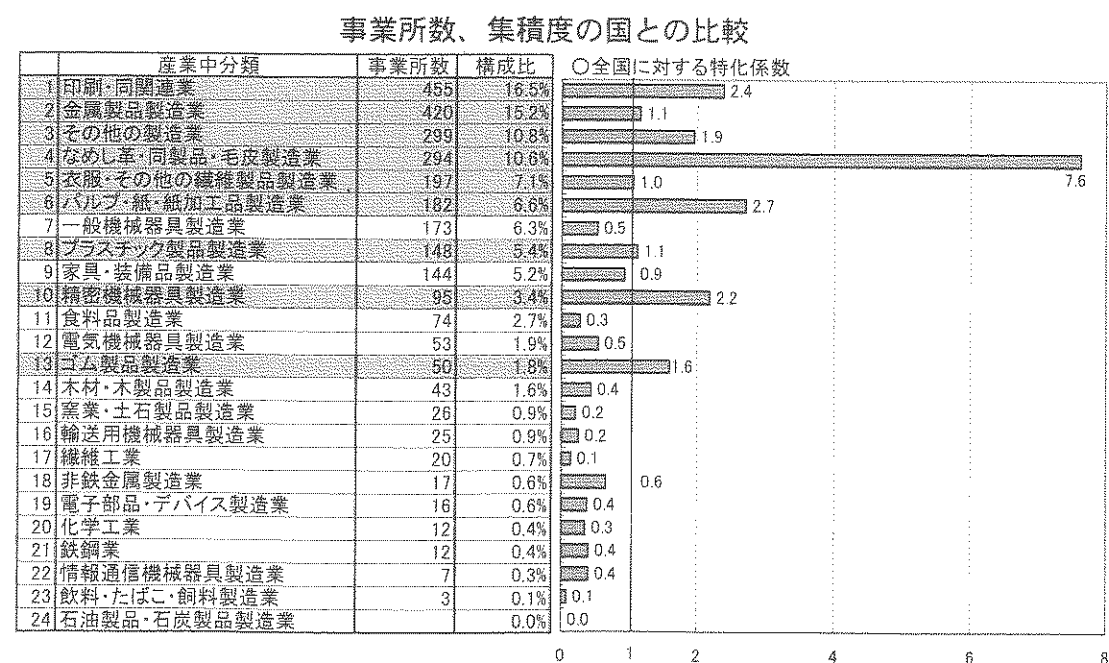
出典：平成16年 事業所・企業統計調査

産業中分類の事業所数の推移をみると、パルプ・紙、印刷等はほぼ一貫して増加しているものの、衣服・繊維製品は、ほぼ一貫して減少している。



出典：平成15年 工業統計調査

荒川区では、印刷関連業、金属製造業などの事業所の割合が高い。割合を全国との比較でみると、なめし革・同製品・毛皮製造業が特に高くなっている。

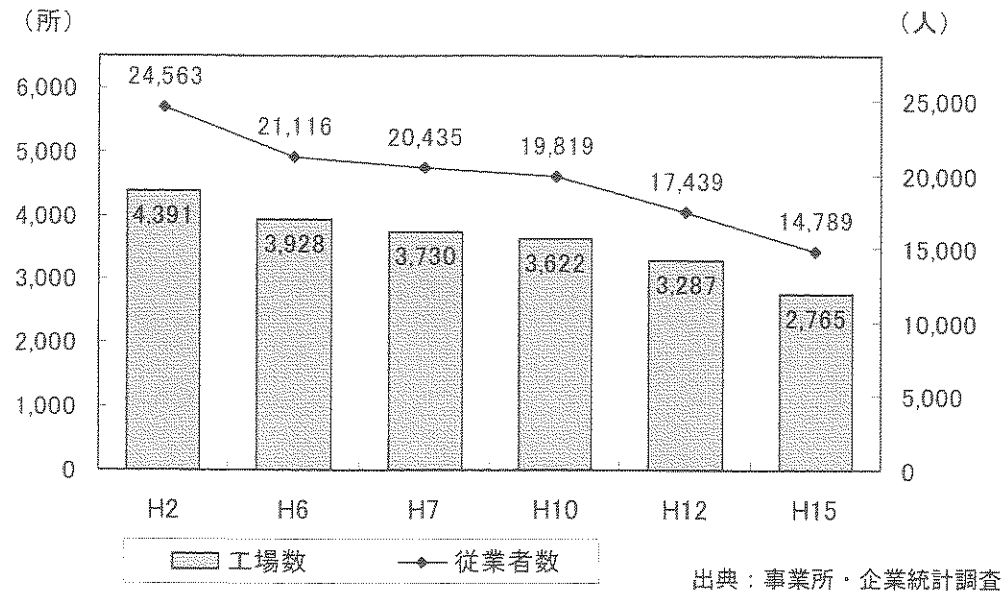


出典：平成15年 事業所・企業統計調査

2 工業

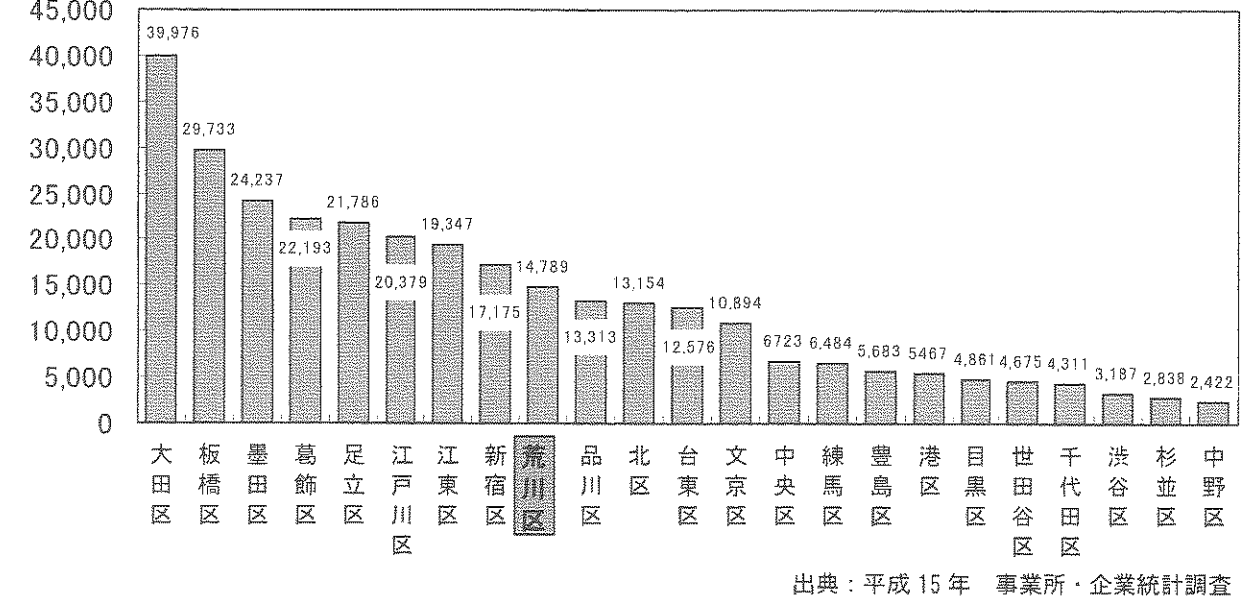
工場数、従業者数ともに、減少傾向にある。

工場数・従業者数の推移



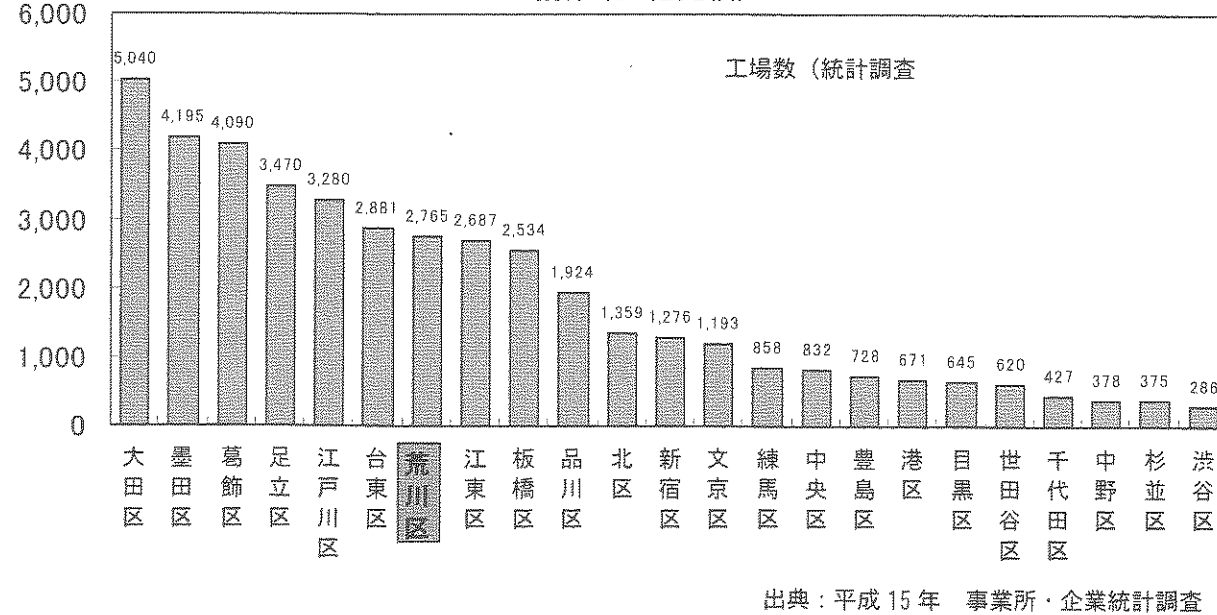
従業者数は23区中9番目である。

従業者数（23区比較）



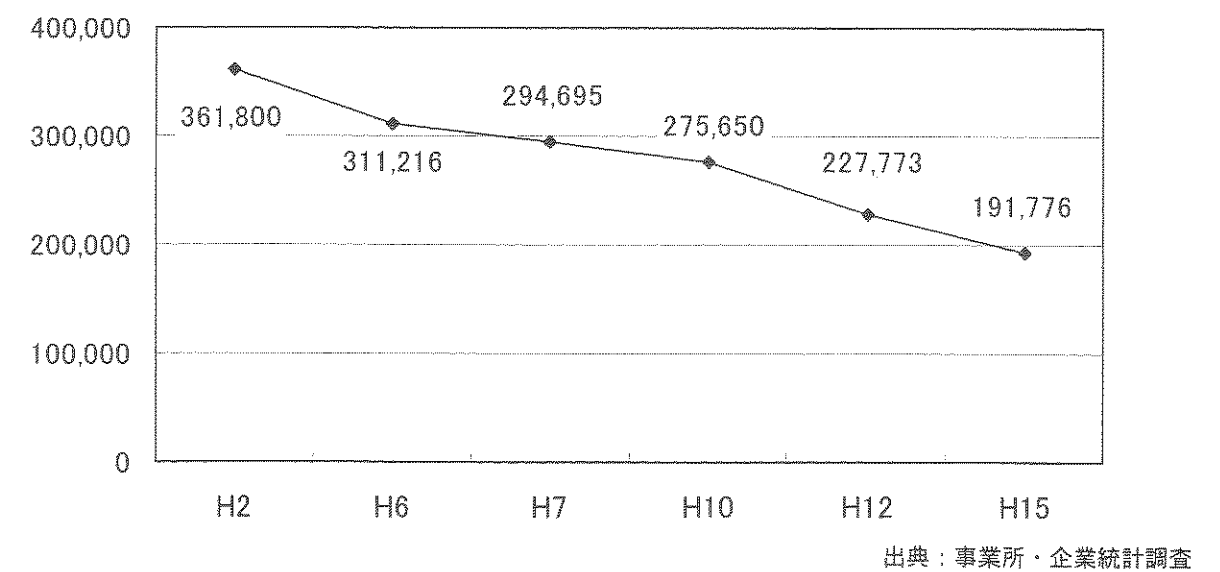
工場数は23区中7番目である。人口規模を考慮すると相対的に工場数は多いといえる。

工場数（23区比較）



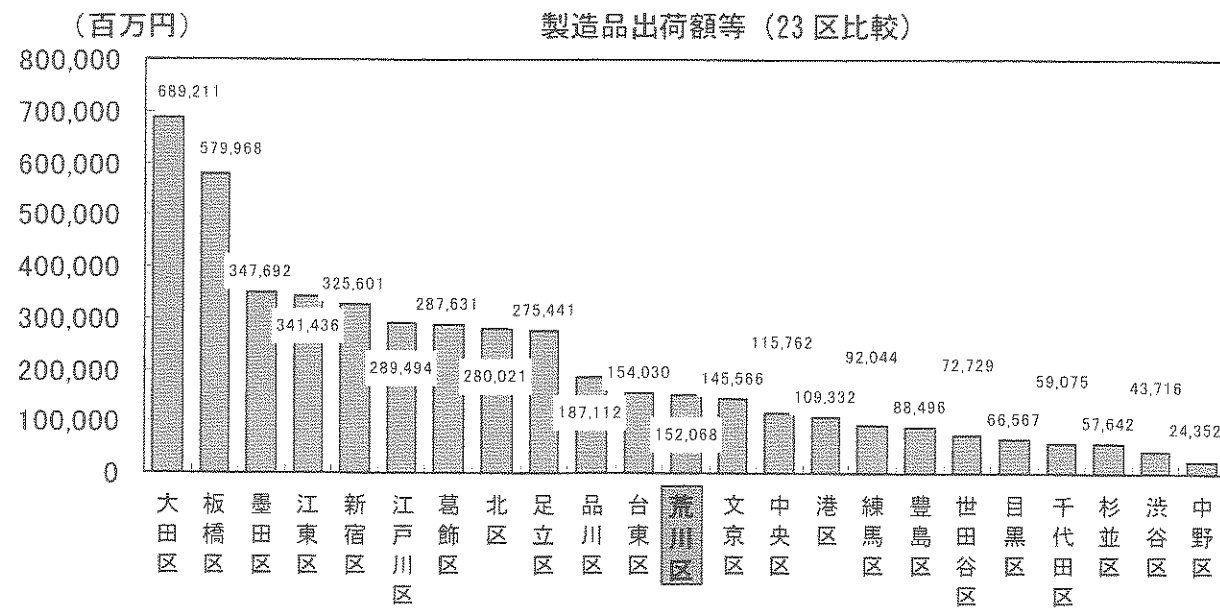
製造品出荷額等は減少傾向にある。

製造品出荷額等の推移



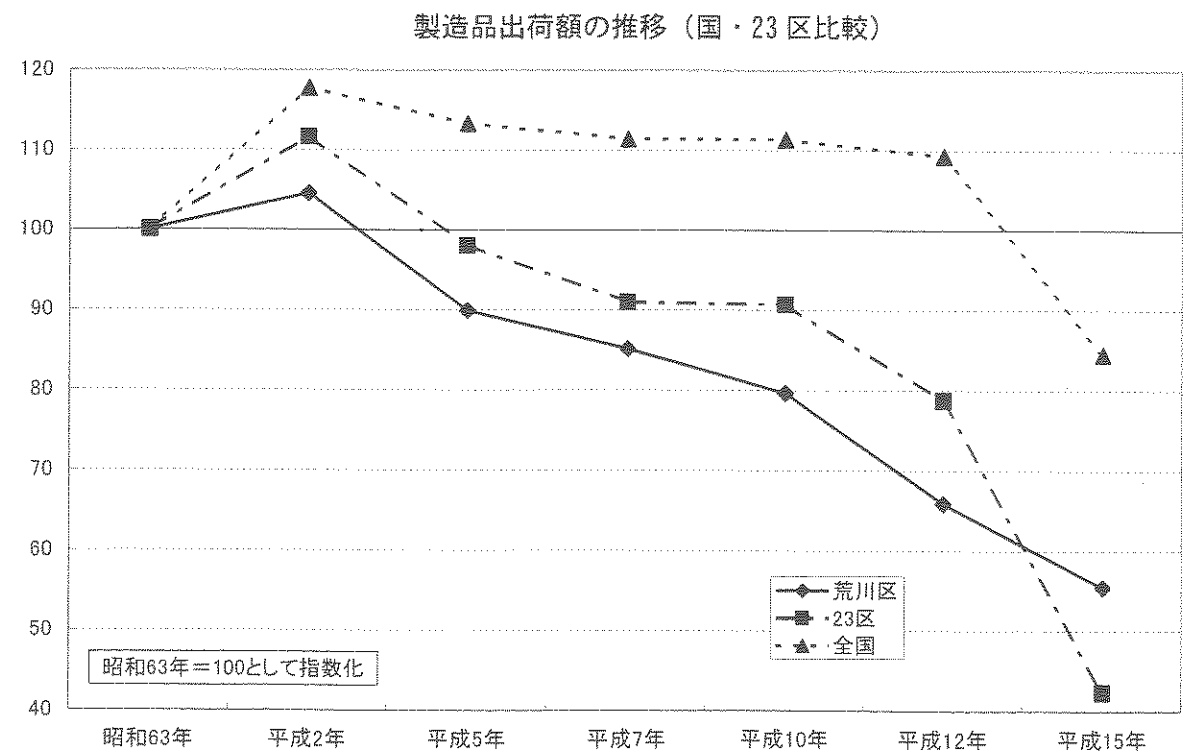
2-2 工業

製造品出荷額等は、23区中12番目である。工場数が7番目であることから、比較的小規模事業所が多いことがうかがえる。



出典：平成15年 事業所・企業統計調査

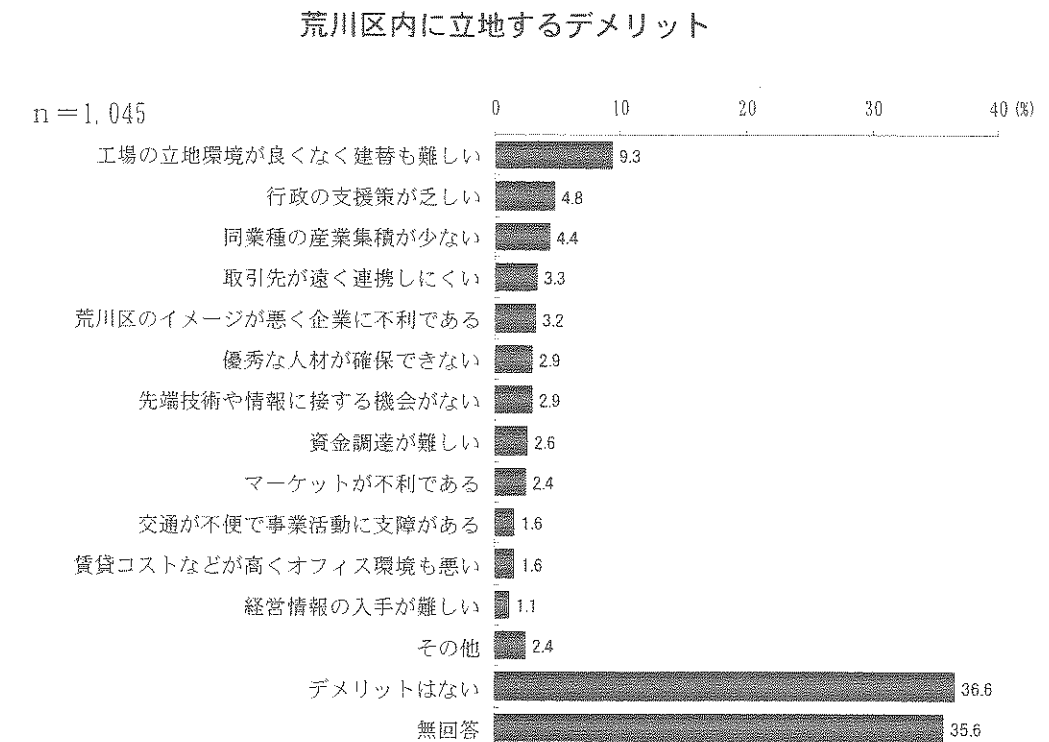
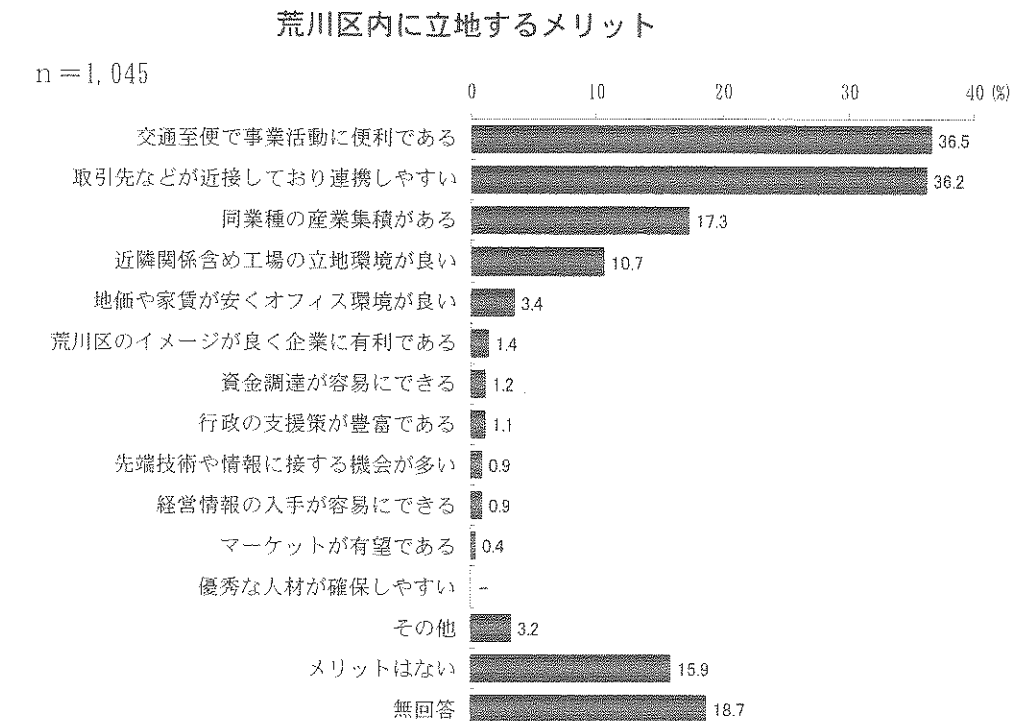
製造品出荷額等は、平成2年以降全国的に低下している。平成15年時点で、荒川区は23区平均ほどではないが、全国平均よりも低くなっている。



出典：平成15年 工業統計調査

3 経営課題

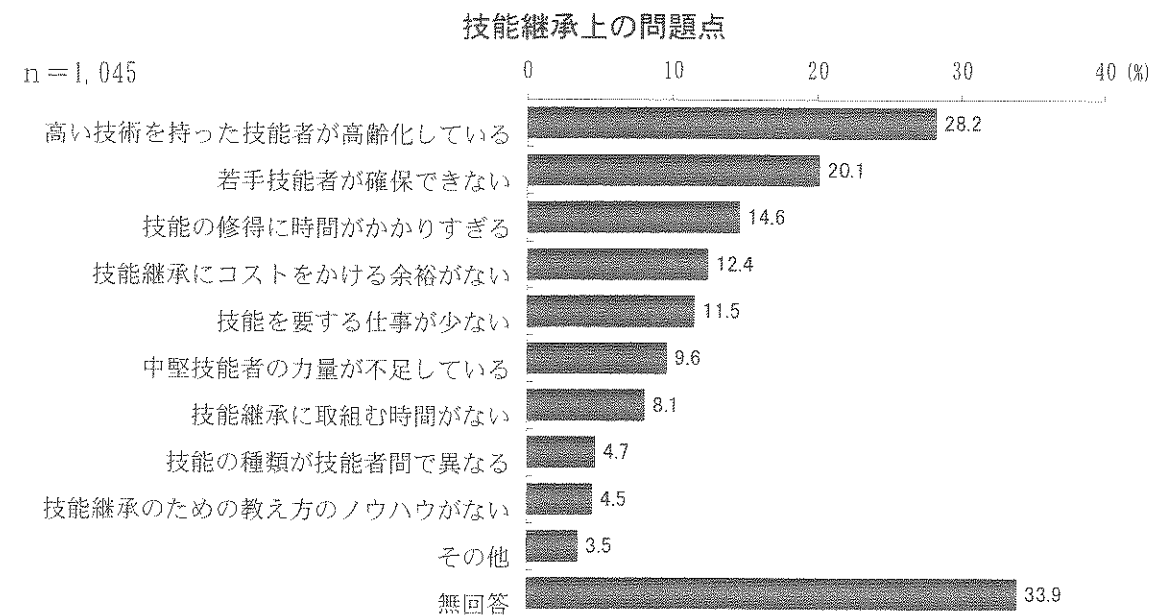
企業が荒川区内に立地するメリットは、「交通の便のよさ」、「連携しやすさ」が目立って高い。一方デメリットは、「工場の立地環境がよいこと」である。



出典：区内製造業経営実態調査 (平成15年実施)

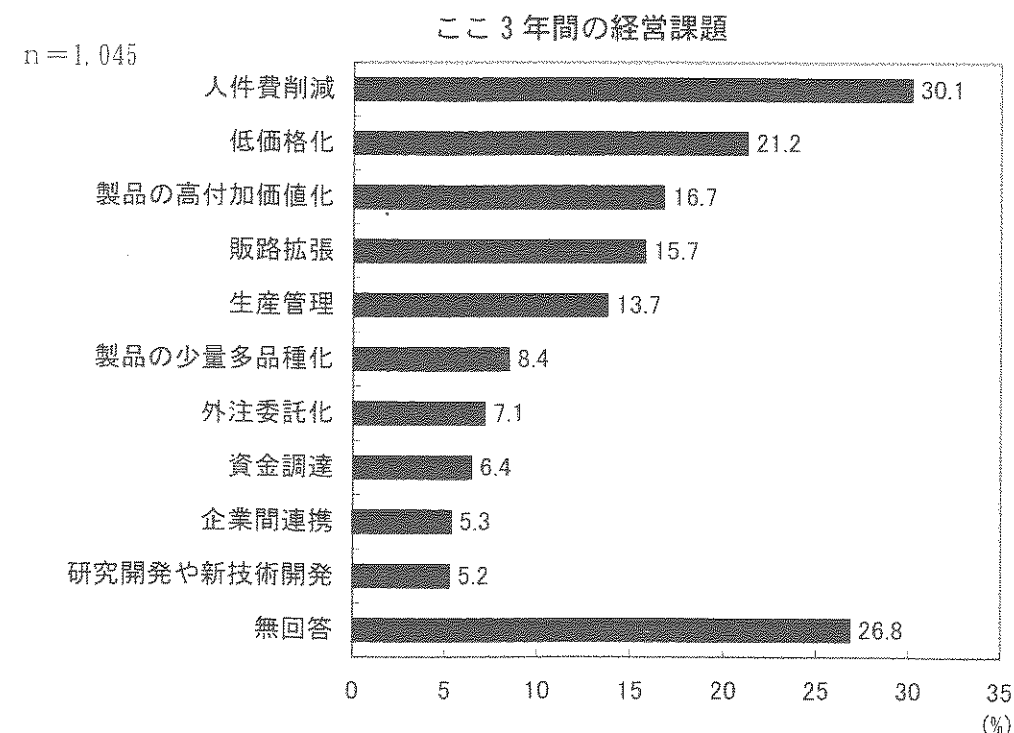
3-2 経営課題

技能継承上の問題点は、「高齢化していること」、「若手が確保できない」が高い。



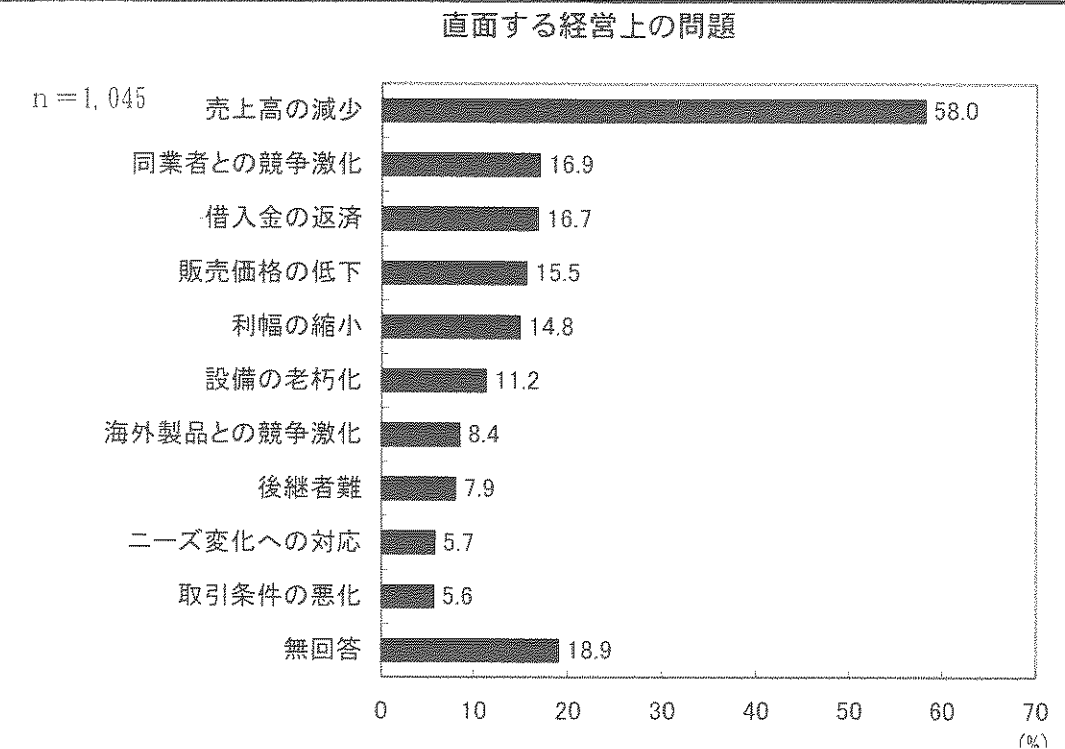
出典：区内製造業経営実態調査（平成 15 年実施）

ここ 3 年間の経営課題は、「人件費削減」が高く、次いで「低価格化」、「製品の高付加価値化」と続く。



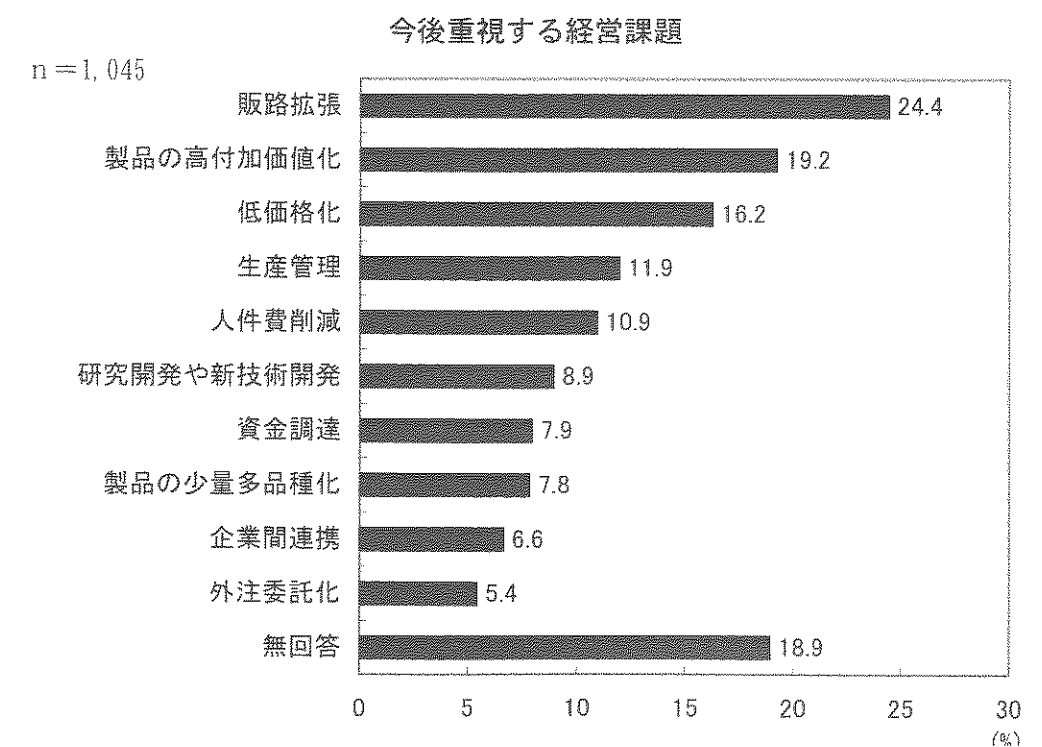
出典：区内製造業経営実態調査（平成 15 年実施）

直面する経営上の重大な課題は、「売上高の減少」が特に高くなっている。



出典：区内製造業経営実態調査（平成 15 年実施）

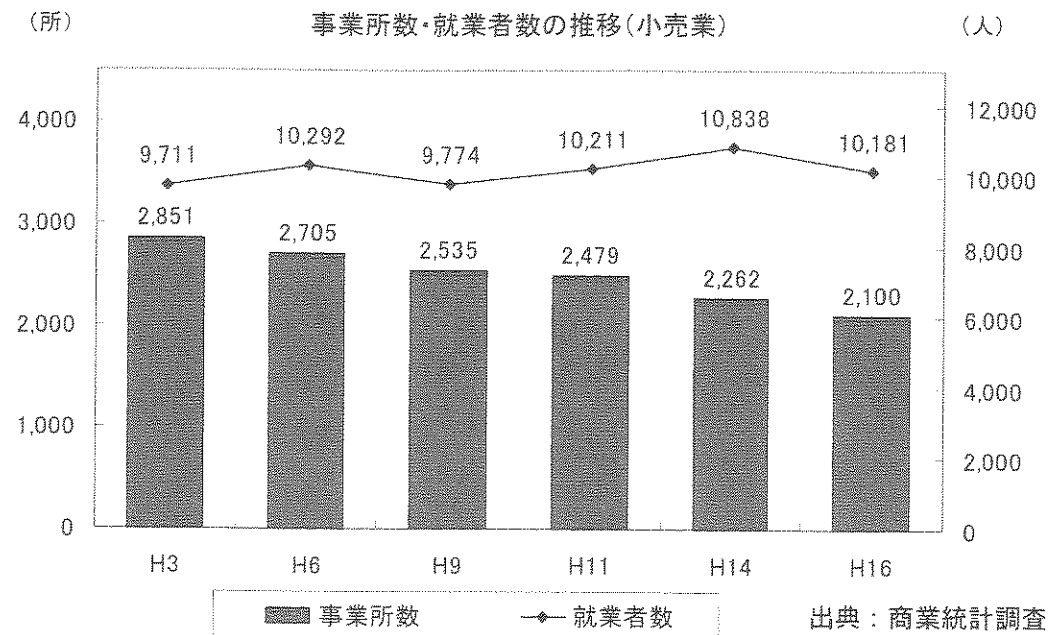
今後重視する経営課題は、「販路拡張」が最も高く、次いで「製品の付加価値化」、「低価格化」と続く。



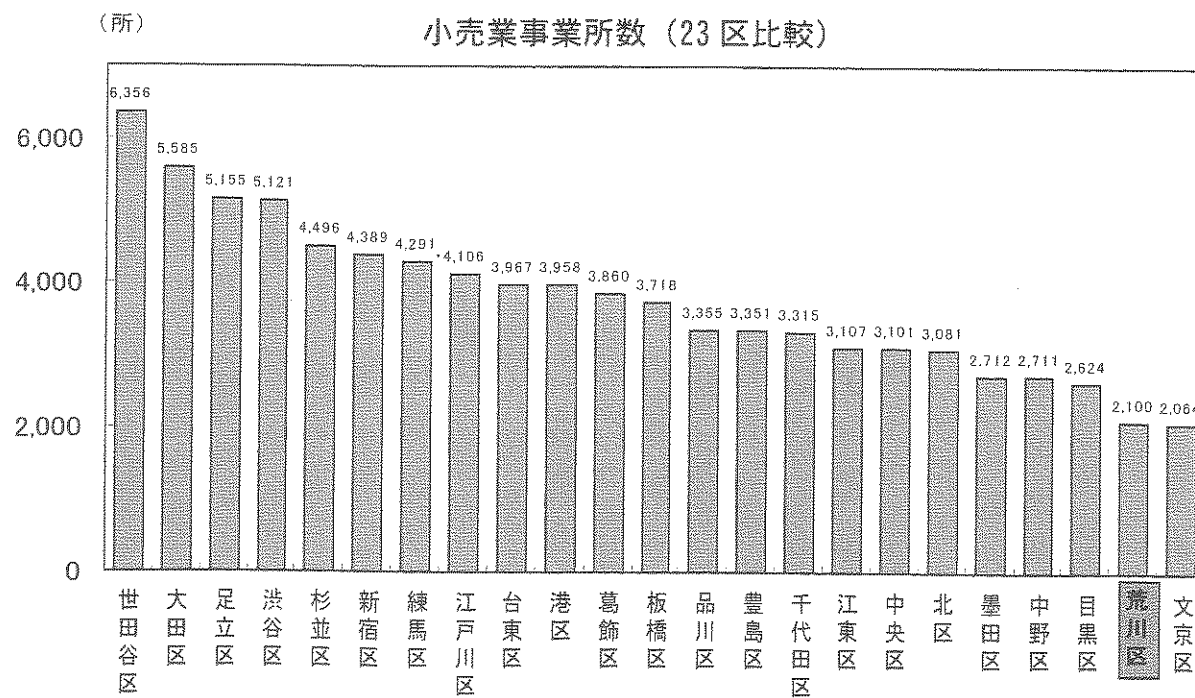
出典：区内製造業経営実態調査（平成 15 年実施）

4 商業

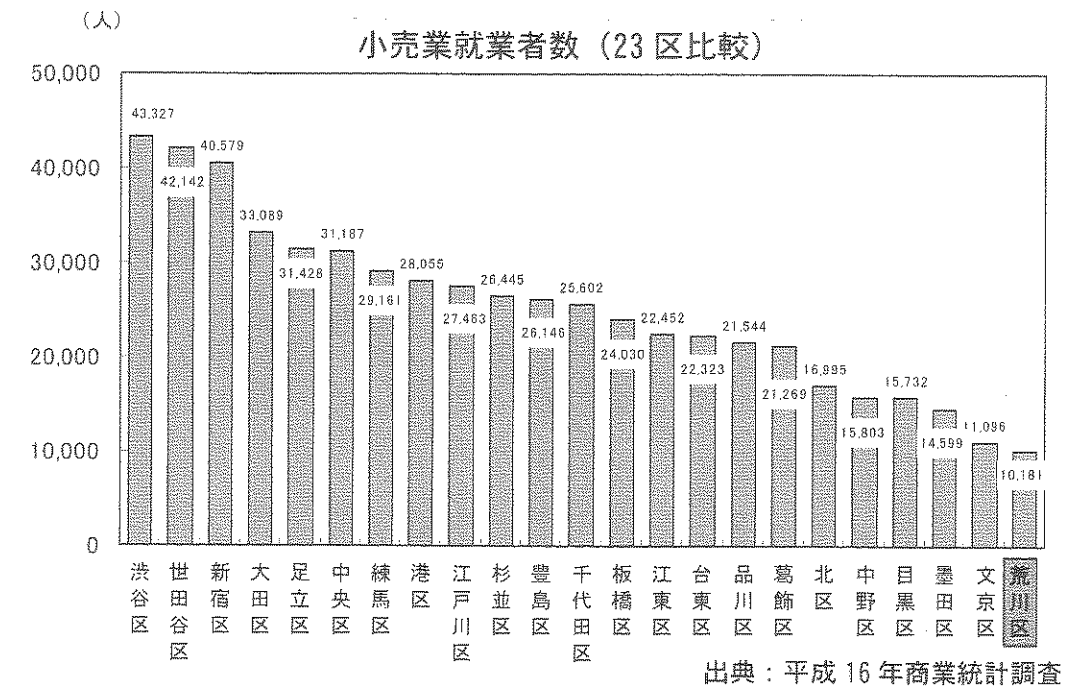
小売業における事業所数は、一貫して減少している。一方、就業者数はほぼ横ばいで推移している。



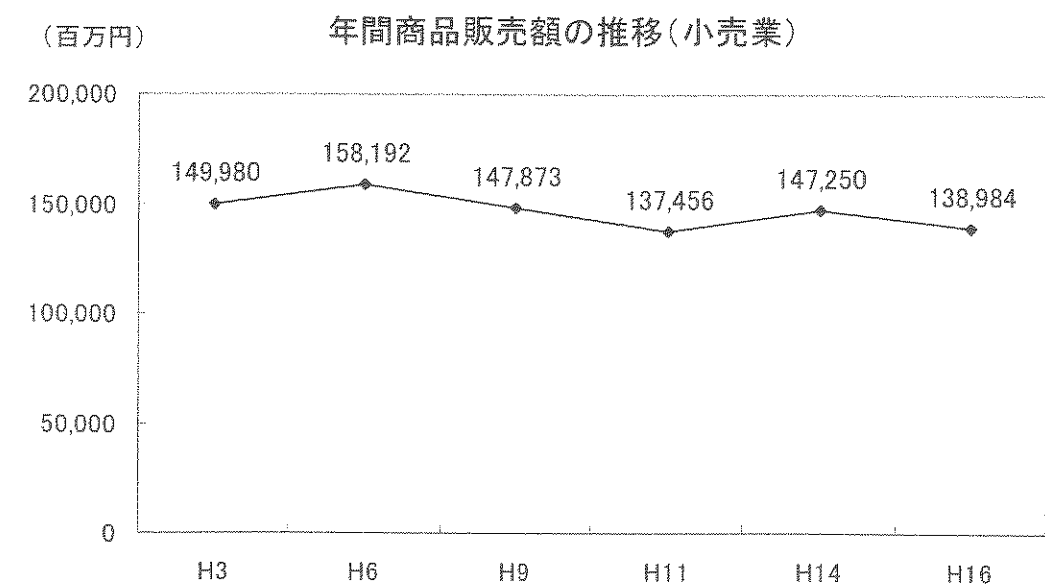
小売業における事業所数をみると、荒川区は23区中22番目である。



小売業における就業者数をみると、荒川区は23区中23番目である。

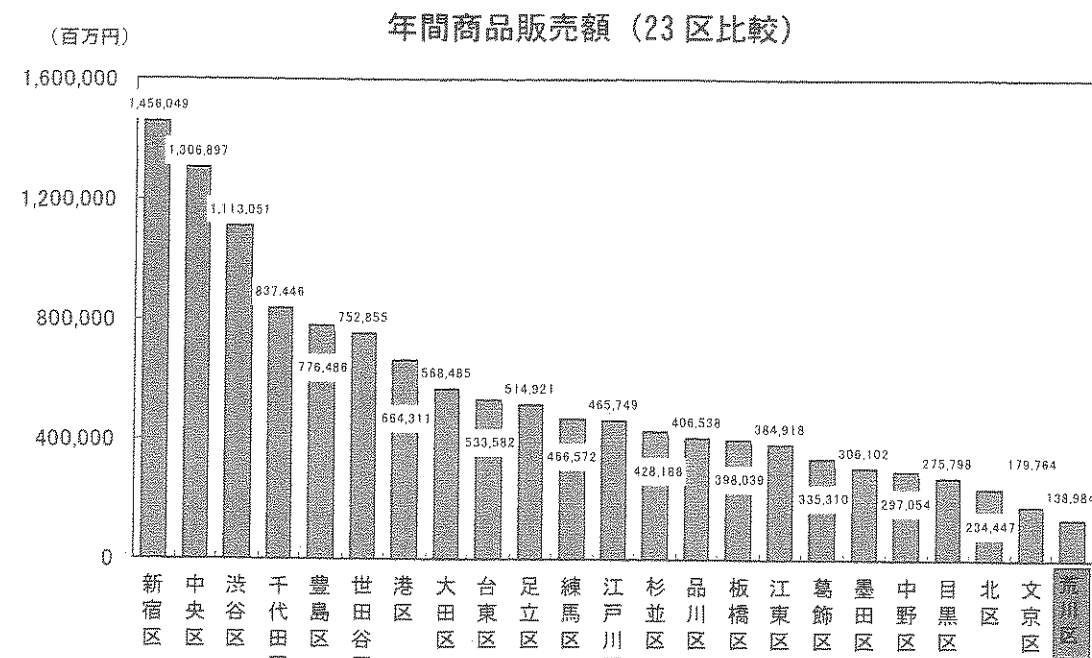


小売業の年間商品販売額は、ほぼ横ばいで推移している。



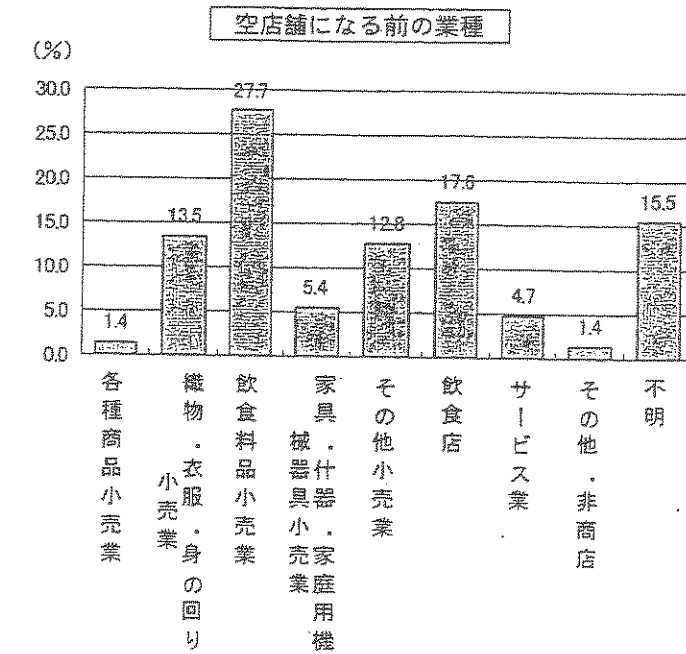
4-2 商業

小売業における年間商品販売額をみると、荒川区は23区中23番目である。



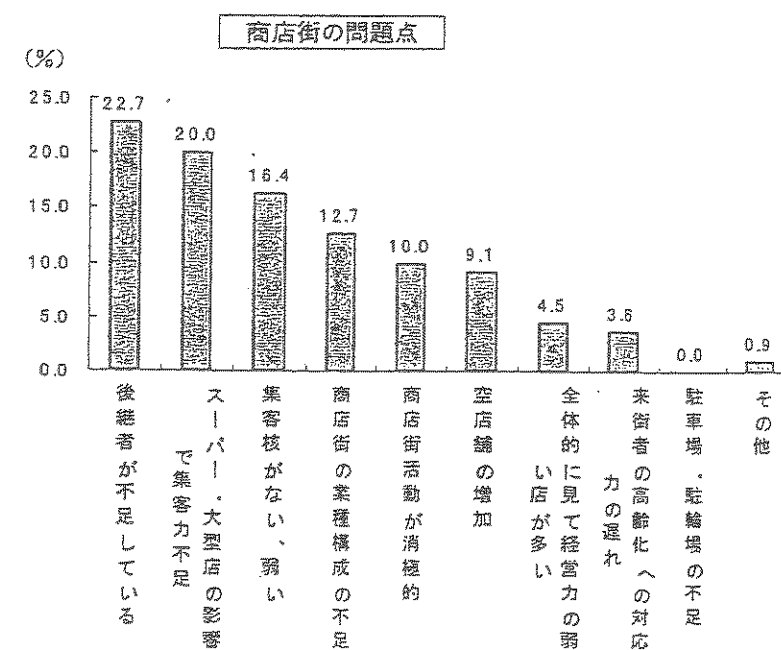
出典：平成16年商業統計調査

空店舗になる前の業種をみると、飲食料品店小売業が最も高く、次いで飲食店、織物・衣服・身の回り小売業と続く。



(出典：平成13年 東京都商店街実態調査)

商店街の問題点として、「後継者不足」が最も高く、次いで「大型店による集客力不足」、「集客核がない、弱い」と続く。

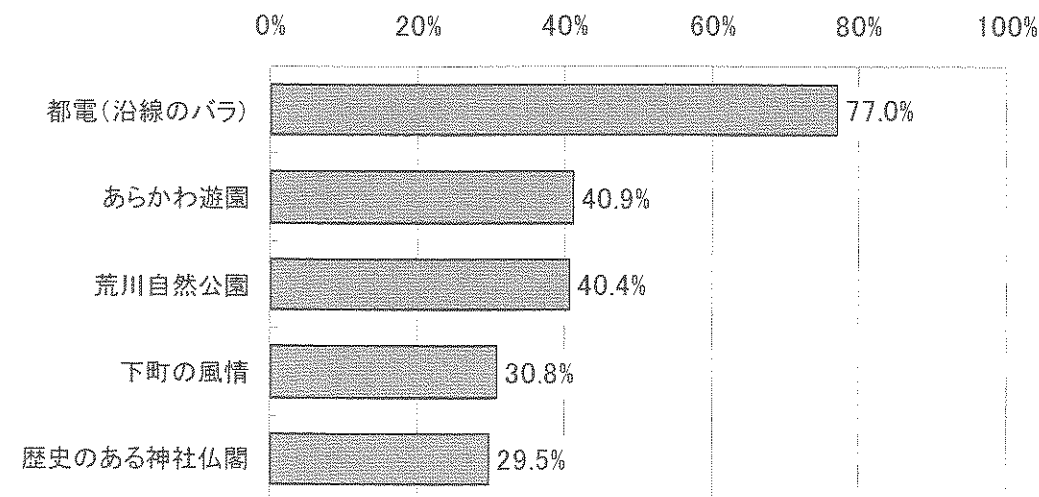


(出典：平成13年 東京都商店街実態調査)

5 観光

荒川区の誇れるものとしては「都電（沿線のバラ）」が最も高く、次いで「あらかわ遊園」、「荒川自然公園」と続く。

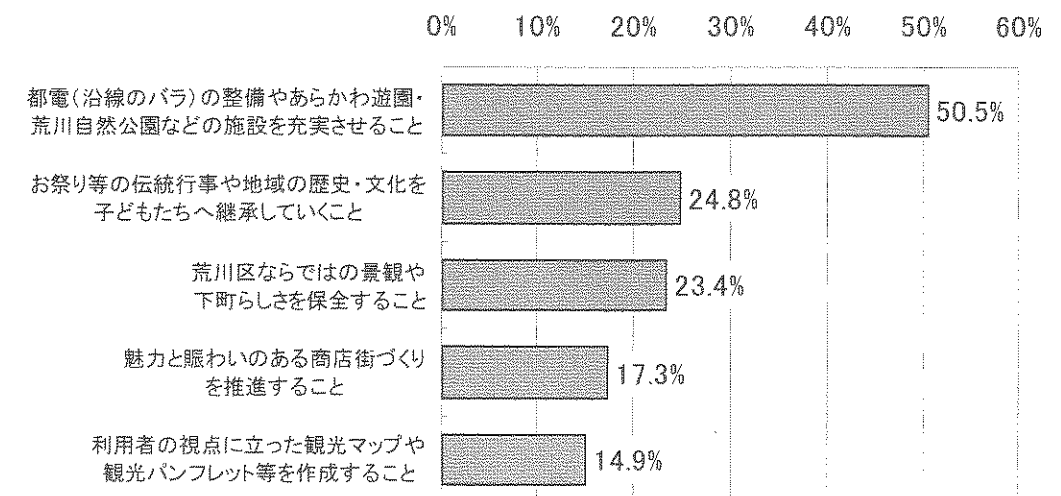
荒川区の誇れるもの（トップ5位）



出典：第 27 回区政世論調査

区が観光を推進するために重要なことは、「都電やあらかわ遊園などの整備」が最も高く、次いで「伝統行事等の継承」、「景観や下町らしさ」と続く。

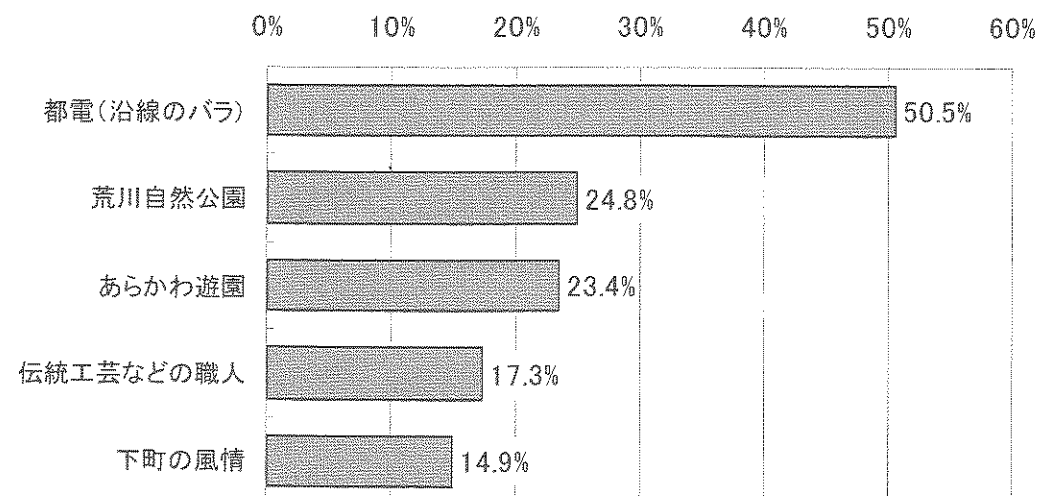
区が観光を推進していくために特に重要となるもの（トップ5位）



出典：第 27 回区政世論調査

今後区が充実すべきものとしては「都電（沿線のバラ）」が最も高く、次いで「荒川自然公園」、「あらかわ遊園」と続き、4 位に「伝統工芸などの職人」がみられる。

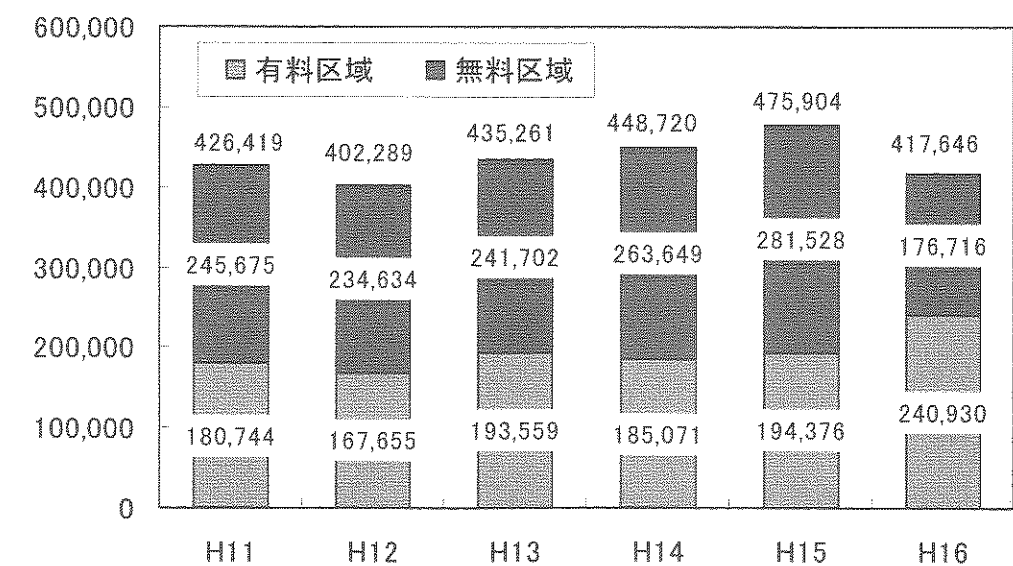
今後区が充実すべきもの（トップ5位）



出典：第 27 回区政世論調査

あらかわ遊園の利用者数は、平成 15 年まで増加していたものの、16 年にやや減少。一方で、有料区域の利用者数は増加。

（人） あらかわ遊園利用者数の推移



出典：区政ポケットブック 2005

6 荒川区産業振興基本条例

平成 17 年 6 月 23 日

条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地域経済が区民生活の礎であることにかんがみ、荒川区における産業振興に関する基本的な事項を定めることにより、区内産業の発展、地域経済の活性化及び雇用の創出を促進し、もって区民生活の向上と活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 産業の振興は、事業者の主体的及び自立的な努力と創意工夫を基本とし、生活と産業の調和した地域社会を構築するため、区、事業者、区民及び産業団体が一体となって推進するものとする。

2 産業の振興は、区の地域特性を十分に踏まえ、区内の事業所、人材、教育機関等の地域の資源を積極的に活用して推進するものとする。

3 産業の振興は、地域経済の安定的な成長により、区民の雇用拡大及び勤労者等の福利厚生の上に寄与するよう推進するものとする。

(分野別方針)

第 3 条 商店街については、区民の消費生活を支えるとともに、地域のにぎわいと区民の交流を促進する地域社会の中核となるよう振興するものとする。

2 大規模商業施設については、地域の生活環境の保全のため、その設置者による適正な配慮を確保するものとする。

3 ものづくり産業等については、新たな付加価値及び新産業の創造等により、技術力及び競争力を強化するとともに、技術及び技能を継承するものとする。

4 観光については、地域の資源を活用し、にぎわいを創出することにより、地域経済の活性化を図るよう振興するものとする。

(区の責務)

第 4 条 区は、前 2 条の方針に基づき、産業の振興に関する基本的な施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 事業所の経営基盤の強化、経営革新の促進及び人材の育成を図ること。

(2) 創業及び新産業創造を促進する環境を整備すること。

(3) 商店街の振興に努め、区民生活の向上及び地域社会の活性化を図ること。

(4) 区民の雇用及び事業所の人材確保の促進を図ること。

(5) 勤労者等の福利厚生を図ること。

(6) 観光資源の発掘、整備等を図るとともに、区の魅力を内外に広く発信すること。

2 区は、前項の施策の立案に当たっては、広く事業者、区民等の意見を聴くものとする。

3 区は、第 1 項の施策の実施に当たっては、国、東京都その他の団体との連携を図るとともに、事業者、産業団体及び教育機関との協働に努めるものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、地域の生活環境との調和及び消費生活の安定と安全確保に配慮し、自らの創意工夫により経営基盤の強化、経営の革新、人材の育成、従業員の福利厚生の上に努めるものとする。

2 事業者は、区、産業団体等が行う産業振興のための施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

3 商店街において事業を営む者は、当該商店街の活性化を図るため、商店会への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。

4 商店街において事業を営む者は、商店会が当該商店街の振興に関する事業を行うときは、協力するよう努めるものとする。

(区民の理解と協力)

第 6 条 区民は、産業の振興が区民生活をより豊かにし、地域社会の活性化に寄与することを理解するとともに、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。